

## 「特定操縦技能審査実施要領」の一部改正について

平成29年3月  
航空局安全部運航安全課

### 1. 改正の背景

小型航空機等の事故は、近年、年間10件程度の発生件数であったが、平成27年は20件を超える事故が発生しており、自家用機を含む小型航空機の更なる安全対策の構築及び推進が必要となっている。

今後の小型航空機等の安全対策を推進していく上では、電子メール等を活用し、操縦士へ直接的な安全啓発や情報発信の機能を強化することが重要である。

このため、特定操縦技能審査の操縦技能審査員が地方航空局へ審査結果を提出する際に被審査者の電子メールアドレスを提出して頂くこととし、これに伴う所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- 「特定操縦技能審査実施要領」（平成24年国空航第799号）に係る改正
  - (1) 「3. 5. 審査結果」の(2)において、操縦技能審査員は地方航空局へ審査結果を報告する際に「被審査者の電子メールアドレス」についてもあわせて報告することとし、「第5章 雜則」に操縦技能審査員における電子メールアドレス等個人情報の管理等について明記することとする。
  - (2) 平成29年4月1日付け地方航空局組織改編に伴い、地方航空局の申請窓口等を修正することとする。

### 3. スケジュール（案）

公布：平成29年4月1日

施行：平成29年7月1日